



## 令和3年度 安全保障輸出管理説明会代替(eAPRIN)のお知らせ

2021.09.13 発行

### 教員の皆様へ

研究支援・産官学連携センターでは、大学における安全保障輸出管理の必要性、及び大学の安全保障輸出管理についてご理解頂く事を目的とし、1年に1度、徳島大学安全保障輸出管理説明会を開催しております。令和3年度については、説明会に代えて APRIN e ラーニングプログラム(eAPRIN) による受講といたしましたのでご案内いたします。

海外の大学や企業と共同研究の予定がある方、海外から留学生や研究者を受け入れる方、海外へ研究試料・研究情報を提供する予定のある方など、海外との教育・研究活動予定がある方は、安全保障輸出管理に係る事前確認の学内手続きが必要になります。また、公的研究費への応募・実施時においても安全保障輸出管理について十分留意した上で進める必要があります(別添資料参照)。受講コースは、安全保障輸出管理についてご理解を深めていただける内容となっておりますので、過去5年以内に受講のない方は、必ず受講いただけますようお願いいたします。

#### 記

#### 【対象】

全教員

#### 【手順】

○初めて eAPRIN を利用される方

[eAPRIN マニュアル:URL: [https://www.aprin.or.jp/pdf/APRIN\\_UsersManual\\_jp.pdf](https://www.aprin.or.jp/pdf/APRIN_UsersManual_jp.pdf) ]

1.APRIN e ラーニングプログラム( <https://edu.aprin.or.jp/> )へログイン

c アカウントを使用し、下記のように入力してください。

ユーザ名(ID):TSc0000〇〇〇〇〇 パスワード:TSc0000〇〇〇〇〇＃

…c アカウントが分からない場合、ログインができない場合は、研究・産学企画課 研究企画係までお問い合わせください。(tel:088-615-2339、2318(81-7404、7401))

2.パスワードを変更する(マニュアル P4)

3.受講コース「安全保障貿易管理(輸出管理)」を選択し、受講する。(マニュアル P6、P13)

4.受講後、クイズを解く(修了証の発行は必要ありません。)

○コンプライアンス研修等で eAPRIN を利用したことのある方

1.APRIN e ラーニングプログラム( <https://edu.aprin.or.jp/> )へログイン

2.下記 URL【参考】受講コースの追加についてをご参考ください。

URL:[https://gakunai.sangaku.tokushima-u.ac.jp/ccr/file/safety/eAPRIN\\_manual.pdf](https://gakunai.sangaku.tokushima-u.ac.jp/ccr/file/safety/eAPRIN_manual.pdf) (学内限定)

3.受講後、クイズを解く(修了証の発行は必要ありません。)

以上

# 【参考】 科研費と安全保障輸出管理

令和4(2022)年度  
科学研究費助成事業

## 科研費

公募要領

基盤研究(B・C)  
挑戦的研究(開拓・萌芽)、若手研究

令和3(2021)年8月1日

独立行政法人日本学術振興会  
(<https://www.jsps.go.jp/>)

## I 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

### 4 科研費に関するルール

#### (5) 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であった場合や、研究計画の実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

## VI 関連する留意事項等

### 7 安全保障貿易管理について

我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制\*が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や外国において提供する場合にはその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

そのため、研究機関が科学研究費助成事業による研究課題を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。